

## ① 学校給食の牛乳の選択制について

学校給食での飲用牛乳提供は戦後アメリカのGHQ政策によって日本全国に普及されました。それは、昭和20年より脱脂粉乳という形で提供され、戦後79年を迎える今でも飲用牛乳として続いています。

又、学校給食法施行規則第1条第2項によると、「完全給食とは、給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食をいう。」と明記されています。そして学校給食法の栄養摂取基準では、カルシウムの摂取量は食品摂取基準に示される推奨量の50%を基準としています。つまり、一日で必要なカルシウムの半分を給食で摂ることとされています。野菜や魚、海藻等からもカルシウムは摂取できますが、限られた予算の中で栄養摂取基準を満たすためには日本食品標準成分表(文部科学省)の数値で見ると、牛乳は優れた食品であるといえます。しかし、子供に対する牛乳を好きか嫌いかのアンケート調査を様々な団体や地方自治体が行っており、その結果はある調査によると「牛乳好き」という子が全体の8割程だそうです。つまり、アレルギー等で飲めなかったり苦手で飲めない子も一定数存在するという事です。

アレルギーのある児童生徒には給食牛乳は提供されず、乳糖不耐症であれば停止することができますが、苦手で飲めない子には提供されて飲み残しも多くあり破棄されている現状だそうです。これは食品ロスを生み出すことになりSDGs17の目標のうち「12 つくる責任 つかう責任」の視点からも食育の視点からも改善が必要だと考えます。

そこで以下の質問をいたします。

- (1) 乳糖不耐症や苦手で飲むのが辛い児童生徒に対して教育現場ではどのような対応がされているか。
- (2) 児童生徒に牛乳に関するアンケート及び牛乳残量調査は行っているか。又、行う考えはあるか。
- (3) 給食牛乳選択制を導入する考えはあるか。